

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る 効率的な仕組みに係る主な検討項目

3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供

- 作成組織に対する個人情報の提供に関して、地方公共団体側の判断基準や裁量等についてどのように考えるか。
- データを利活用する民間事業者からの提案に基づいて、作成組織が非識別加工情報を作成することとしてはどうか。また、提案主体として、国や地方公共団体、大学等も対象とすることを検討する必要があるか。

(1) 地方公共団体からの作成組織に対する個人情報の提供

個人情報保護法制においては、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止した上で、法令に基づく場合については、それぞれの立法趣旨を踏まえ保有する個人情報の利用・提供を可能としている。

地方公共団体の個人情報保護条例においても、法令に基づく場合等、一定の条件下で、外部への目的外提供が認められていることを踏まえ、作成組織については、

- ① 新産業の創出等が社会全体の利益につながることを目的として非識別加工情報を民間事業者に提供するという目的のために、
- ② 国が定める基準を満たす作成組織に情報を提供する場合に限って、地方公共団体の個人情報を提供することが可能となるものとして検討してはどうか。

この場合、地方公共団体からの円滑な提供の観点から、作成組織に対する個人情報の提供に関して、法律上の根拠規定を設けることが望ましいのではないかと。

(2) 個人情報を提供する場合の地方公共団体における判断基準等

資料3-2(2)で整理したように、作成組織において加工対象とする情報については、①本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、②地方公共団体の所掌事務又は事業の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合等を除くことを検討することとしている。

上記事由への該当性については、個人情報を保有する地方公共団体において判断することとなるが、これらの事由以外の理由によって作成組織に対する情報の提供の可否を判断できることとし、地方公共団体の裁量による仕組みとする必要があるかどうか。

また、非識別加工情報の作成ニーズを明らかにし、作成組織の仕組みを円滑に運用する観点から、作成組織から地方公共団体に対して情報の提供を要請し、その求めに応じて地方公共団体が情報の提供を行うといった手続きを設けることとしてはどうか。

(3) 提案に基づく作成組織における非識別加工情報の作成

データを利活用する民間事業者から作成組織に対して、非識別加工情報の活用に関する提案を行うことを前提に、作成組織から地方公共団体に対して情報の提供を要請することとし、当該提案内容及び要請等を踏まえ、地方公共団体が個人情報の提供を行う仕組みとしてはどうか。(別紙3)

また、「2 加工対象となる個人情報の範囲等」で検討したように、作成組織において作成する非識別加工情報について、官民データ活用推進基本計画で重点分野に指定されている健康・医療・介護、観光、インフラ・防災・減災等の分野において活用する場合とする等、具体的な活用目的を設定することや、より非識別加工情報の利用目的を明確化する観点から、例えば研究開発を目的とした非識別加工情報の活用に、目的を限定することも、地方公共団体からの円滑な情報の提供に資するのではないか。

なお、非識別加工情報の提案を行う主体について、既に導入されている非識別加工情報の作成の目的が新たな産業の創出等を目的とするものであることから、民間事業者が想定されるところであるが、国や地方公共団体、大学等による提案についても検討する必要があるかどうか。

(4) その他

作成組織から要請を受けた個人情報を提供する場合、提供対象となる個人情報の本人への説明責任、作成組織の仕組みの透明性確保の観点から、提供対象となる個人情報及び提供先の作成組織の概要について、当該地方公共団体が公表することとしてはどうか。